

4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認申請

(1) 教員又は構造設備の変更状況

① 厚生局の状況

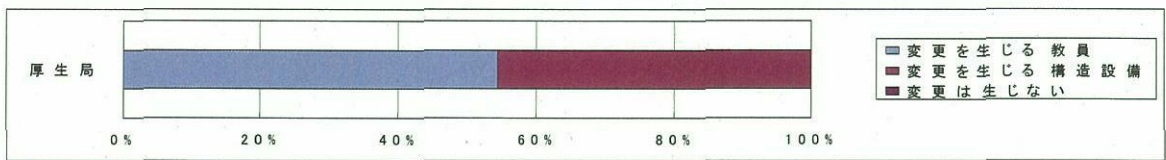
定員数を減じた場合において、「教員に変更を生じる」と回答した厚生局は6件(75.0%)、「構造設備に変更が生じる」と回答した厚生局は5件(62.5%)となっている。主な事例として、教員については、

- ・担当科目の変更
- ・退職等による教員数の減少・変更

とされ、構造設備については、

- ・普通教室の改築により指定基準を満たさなくなった
- ・同一敷地内での一部校舎建設による移転
- ・パーテーションの開閉による教室の統合及び分割

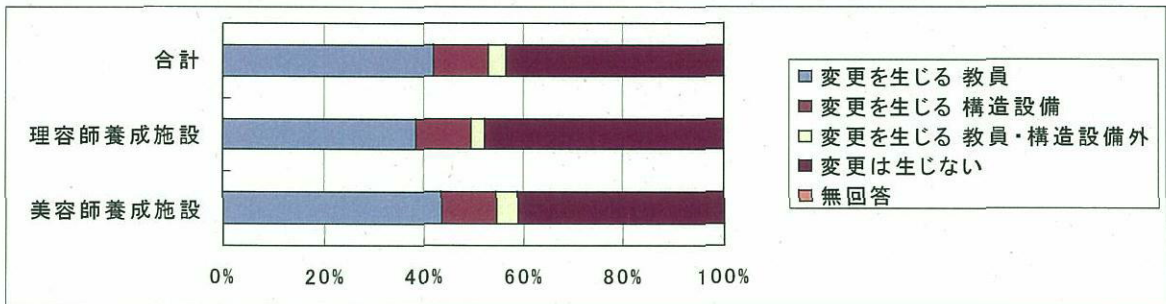
とされている。



② 養成施設の状況

定員数を減じた場合において、「教員又は構造設備等に変更を生じる」は208件(56.7%)、「教員又は構造設備等に変更を生じない」とした養成施設は159件(43.3%)となっている。

また、「教員又は構造設備等に変更を生じる」とした養成施設208件(56.7%)のうち、「教員に変更を生じる」は154件(74.0%)、「構造設備に変更を生じる」は41件(19.7%)、「教員又は構造設備以外に変更を生じる」は13件(6.3%)となっている。



(2) 届出とした場合の問題点

定員を減ずる場合について、厚生労働大臣の承認から届出とした場合の問題点について、「問題あり」とした厚生局は3件(37.5%)となっており、その理由として、

- ・都道府県が把握していないのは問題
 - ・厚生局の大幅な増員が必要
 - ・他の資格制度と横断的に検討する必要がある
- をあげている。

